平成22年3月29日 告示第144号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に 規定する建設工事をいう。)、設計、調査及び測量業務(以下「建設工事等」という。)並びに市が 行う物品の購入、製造その他についての請負及び不用品の売払い(以下「物品購入等」という。)の 適正な契約事務の執行を確保するため、建設工事等又は物品購入等の入札参加資格を得ている業者 (共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。)の指名停止等に関し必要な事項を定めるものと する。

(平30告示81・全改)

(指名停止の措置要件及び期間)

- 第2条 有資格業者の指名を停止する場合の措置要件及び期間は、別表のとおりとする。ただし、市長 が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 2 前項に該当する措置要件の確認は、原則として主要報道機関により報道された記事によるものとする。ただし、栃木県内で発生した措置要件で、公共機関により確認することができる場合は、この限りでない。
- 3 別表に掲げる措置要件のうち、暴力団関係者を事由として指名停止を行うときは、あらかじめ栃木 警察署長の意見を聴くものとする。
- 4 指名停止の始期は、当該措置の決定があった日の翌日とする。ただし、あらかじめ指名保留をする 措置を行った場合は、この限りでない。

(平24告示308·一部改正)

(指名停止の期間の特例)

- 第3条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ご とに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。
 - (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ同表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第9号から第14号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9号から第14号までの要件に該当することとなったとき。
- 3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があると認められるときは、指名停止の 期間を2分の1の範囲内で短縮し、又は指名停止を行わないことができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせた ため、別表各号及び第1項の規定による期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指 名停止の期間を2倍の範囲内で延長することができる。ただし、通算して2年を限度とする。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事 由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更する ことができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった と認められたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(平30告示81·一部改正)

(下請負人に関する指名停止)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を 負うべき有資格業者である下請負人であることが明らかになったときは、当該下請負人について、元 請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する指名停止)

- 第5条 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるものを除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 2 市長は、第2条第1項、前条又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同 企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとす る。

(平30告示81・一部改正)

(指名停止等に伴う入札参加の制限)

- 第6条 市長は、指名停止又は指名保留の措置がなされた有資格業者を現に指名しているときは、指名 を取り消すものとする。
- 2 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、指名停止の期間中の者に当該入札の参加資格を与えてはならない。

(平24告示308·一部改正)

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、随意契約の方法により契約を行おうとするときは、指名停止の期間中の者をその相手方としない。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2号又は第5号に該当する場合は、契約の相手方とすることができる。

(平29告示68・一部改正)

(下請等の禁止)

第8条 市長は、契約に当たっては、指名停止の期間中の者が下請負人となることを承認しない。

(平31告示69·一部改正)

(報告)

- 第9条 課長は、その所管事業の執行に当たり、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を知ったときは、速やかに事故等発生報告書(別記様式第1号)により市長、担当部長及び経営管理部長に報告するものとする。
- 2 第3条第5項又は第6項の規定による指名停止の期間の変更又は指名停止の期間の手続は、前項の 定めるところによるものとする。

(平30告示81・平31告示69・令3告示89・一部改正)

(指名停止の審査)

- 第10条 市長は、指名停止に関する事由が発生したときは、建設工事等の有資格業者にあっては栃木 市建設工事等請負者選考委員会に、物品購入等の有資格業者にあっては栃木市物品購入等業者選考委 員会に審査させるものとする。ただし、当該有資格業者が建設工事等及び物品購入等の有資格業者で あるときは、栃木市建設工事等請負者選考委員会に審査させるものとする。
- 2 前項の審査の結果、指名停止の事由が確認された場合には、その停止期間も併せて審査をさせるものとする。

(平30告示81·一部改正)

(決定)

- 第11条 市長は、前条第1項及び第2項の審査を経て、指名停止等の措置を決定するものとする。ただし、指名停止等を決定するまでの間、市長が必要と認めた場合は、指名保留の措置を行うことができる。
- 2 市長は、前項の審査結果について必要があると認めたときは、再審査に付することができる。

(平30告示81·一部改正)

(涌知)

- 第12条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止等の措置を決定したときは指名停止通知書(別記様式第2号)により、第3条第5項の規定により指名停止の期間の変更をしたときは指名停止期間変更通知書(別記様式第3号)により、同条第6項の規定により指名停止の解除をしたときは指名停止解除通知書(別記様式第4号)により当該有資格業者に対して遅滞なく通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により通知するときは、事故等を起こした有資格業者に対する措置について(別記様式第5号)により関係部長に対し遅滞なく通知するものとする。
- 3 関係部長は、前項の通知を受けたときは、関係課長に通知するものとする。

(平30告示81・平31告示69・一部改正)

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第13条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止措置の公表)

第14条 市長は、第2条第1項、第4条又は第5条の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該指名停止の措置に係る有資格業者の商号又は名称、所在地その他必要と認める事項を公表するものとする。第3条第5項の規定により指名停止の期間の変更をしたとき、又は同条第6項の規定により指名停止の解除をしたときも、同様とする。

(平30告示81・追加)

(随意契約の取扱い)

第15条 随意契約については、この告示を準用する。

(平30告示81・追加)

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

(西方町の編入に伴う経過措置)

2 西方町の編入の日の前日までに、編入前の西方町建設工事指名停止基準(平成11年西方町訓令第 14号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた決定、 手続その他の行為とみなし、期間は通算する。

(平23告示316・追加、平25告示408・旧第3項繰上)

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

3 岩舟町の編入の日の前日までに、編入前の岩舟町建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成24年9月1日岩舟町施行)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなし、期間は通算する。

(平25告示408・追加)

(栃木市物品購入等入札参加資格者指名停止基準の廃止に伴う経過措置)

4 栃木市建設工事請負業者指名停止基準の一部を改正する等の告示(平成30年栃木市告示第81号)第2条の規定による廃止前の栃木市物品購入等入札参加資格者指名停止基準(平成22年栃木市告示第149号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなし、期間は通算する。

(平30告示81・追加)

附 則(平成23年告示第316号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第308号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第408号)

この告示は、平成26年4月5日から施行する。

附 則 (平成29年告示第68号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年告示第81号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(栃木市子育て応援企業登録制度実施要綱の一部改正)

2 栃木市子育て応援企業登録制度実施要綱(平成22年栃木市告示第91号)の一部を次のように改 正する。

[次のよう] 略

(栃木市優良建設業者表彰要綱の一部改正)

3 栃木市優良建設業者表彰要綱(平成25年栃木市告示第72号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(栃木市印刷物見積合せ実施要綱の一部改正)

4 栃木市印刷物見積合せ実施要綱(平成27年栃木市告示第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成31年告示第69号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第89号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条、第9条関係)

(平24告示308・平30告示81・平31告示69・一部改正)

措置要件		期間
虚偽記載	(1) 市発注の契約に係る一般競争及び指名競争において、確認申	1月以上12月以内
	請書、確認資料その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、	
	契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
過失による粗	(2) 市発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした	1月以上6月以内
雑	と認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除	
	<.).	
	(3) 一般契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認	1月以上3月以内
	められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)。	
契約違反	(4) 市発注の契約の履行に当たり、契約条件に違反し、契約の相	1月以上4月以内
	手方として不適当であると認められるとき。	

の不適切により生じた公衆 機なものを除く。)を与えたと認められるとき。 (6) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった 1月以上3月以内 ため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与え た場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (7) 市発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった 1月以上4月以内 ったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認め られるとき。 (8) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった 1月以上2月以内 ったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認め られるとき。 (8) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった 1月以上2月以内 っため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (9) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が 12月以上24月以 本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕 を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内 が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内 が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相 手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に 6月以上18月以内 違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前 号に掲げる場合を除く。)。 競売入札妨害 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者 12月以上24月以	İ	
明年じた公衆 (6) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった。 (6) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった。 ため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与え た場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (7) 市発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった。 (8) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった。 (9) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった。 (14) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった。 (15) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった。 (16) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった。 (17) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が 「12月以上2月以内 ため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合におい て、当該事故が重大であると認められるとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が 「2月以上24月以 本市の職員に対して行った贈紡の容疑により逮捕され又は逮捕 を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 が他の公共機関の職員に対して行った贈紡の容疑により逮捕さ れ又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」 という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相 手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、組合禁止法第3条又は第8条第1号の規定に 違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前 号に掲げる場合を除く。)。 歳売入札妨害 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者 の役員又はその使用人が競売入札妨害をいう。以 下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を軽ないで公訴を提 起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な	安全管理措置	(5) 市発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であ 2月以上6月以内
接害事故 (6) 一般契約の限行に当たり、安全管理の措置が不適切であった 1月以上3月以内 ため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与え た場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 安全管理措置 (7) 市発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であ 1月以上4月以内 ったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認め られるとき。 (8) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった 1月以上2月以内 ため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (9) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が 12月以上24月以 本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕 内 を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内 が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保 12月以上24月以 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」 内 という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相 手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に 6月以上18月以内 違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前 号に掲げる場合を除く。)。 競売人札妨害 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者 12月以上24月以 の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律 内 第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。) 又は談合(同条第2項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。) の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内 が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	の不適切によ	ったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害(軽
ため、公衆に死亡者者しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 安全管理措置 (7) 市発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であ 1月以上4月以内の不適切により生じた契約 (8) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった 1月以上2月以内ため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (9) 有資格業者の必負人、有資格業者の役員又はその使用人が 12月以上24月以本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕 内を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が地の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保 12月以上24月以内が他の公共機関の職員に対して行った贈店の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保 12月以上24月以下の第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に 6月以上18月以内違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき (前号に掲げる場合を除く。)。 第売人札妨害(13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者 12月以上24月以内違反し、契約の相手力として不適当であると認められるとき (前号に掲げる場合を除く。)。 第市人札妨害(13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者である個人、有資格業者 12月以上24月以内が競売人札妨害という。以下同じ。)の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内が競売人札妨害又は談合の容疑により逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	り生じた公衆	微なものを除く。)を与えたと認められるとき。
大場合において、当該事放が重大であると認められるとき。 安全管理措置 (7) 市発注の契約の限行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (8) 一般契約の限行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (9) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が12月以上24月以本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕内を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕を犯ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に達反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に達反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者である個人、有資格業者である個人、有資格業者である個人、有資格業者である個人、有資格業者である個人、有資格業者である個人、有資格業者である。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人の対策光入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人の対策光入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	損害事故	(6) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった 1月以上3月以内
安全管理措置 (7) 市発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (8) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (9) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕内を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に提げる場合を除く。)。 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者 12月以上24月以の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律内所第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人6月以上18月以内が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		ため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与え
の不適切により生じた契約		た場合において、当該事故が重大であると認められるとき。
9 生じた契約 (8) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった。 ため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (9) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕、を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、か他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき (前号に掲げる場合を除く。)。 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第44号)第96条の6第1項に規定する競売人札妨害をいう。以下同じ。) 又は談合 (同条第2項に規定する競売人札妨害をいう。以下同じ。) の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内が競売人札妨害又は談合の容疑により逮捕されては逮捕を経な	安全管理措置	(7) 市発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であ 1月以上4月以内
関係者事故 (8) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった。ため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (9) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されて以逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害をいう。以下同じ。) 又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。) の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人6月以上18月以内が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人6月以上18月以内が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕されては逮捕を経な	の不適切によ	ったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認め
ため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (9) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕内を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害(明治40年法律内第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	り生じた契約	られるとき。
世勝的 (9) 有資格業者であると認められるとき。 (9) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が 本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕 内 を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相 手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相 手方として不適当であると認められるとき(前 号に掲げる場合を除く。)。 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者 の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律 第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する競合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	関係者事故	(8) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった 1月以上2月以内
贈賄 (9) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が 1 2 月以上 2 4 月以 本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕 内		ため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合におい
本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕 内を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12)業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。 競売入札妨害 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		て、当該事故が重大であると認められるとき。
を経ないで公訴を提起されたとき。 (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12)業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。 競売入札妨害 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14)有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な	贈賄	(9) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が 12月以上24月以
(10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12)業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。 (13)市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する競合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14)有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕されては逮捕を経な		本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕内
が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されては逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 独占禁止法違 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」 内 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」 内 という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相 手方として不適当であると認められるとき。 (12)業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に		を経ないで公訴を提起されたとき。
独占禁止法達 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」 内 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」 内 という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相 手方として不適当であると認められるとき。 (12)業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に 違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。 (13)市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律内第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14)有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		(10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内
独占禁止法違 (11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12)業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に 6月以上18月以内違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。 (13)市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14)有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人6月以上18月以内が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕さ
反行為 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」内という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (12)業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。 (13)市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する競売をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14)有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経なが、		れ又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
という。) 第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相 手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に 違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前 号に掲げる場合を除く。)。 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者 の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律 第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。 以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以 下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提 起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な	独占禁止法違	(11) 市発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保 12月以上24月以
手方として不適当であると認められるとき。 (12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に	反行為	に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」 内
(12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に 違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前 号に掲げる場合を除く。)。 競売入札妨害 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者 の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律 第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。 以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以 下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提 起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相
違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。 競売入札妨害 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者 12月以上24月以 の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律 第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		手方として不適当であると認められるとき。
		(12) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に 6月以上18月以内
競売入札妨害 (13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者 12月以上24月以 の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律 第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以 以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以 下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内 が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前
又は談合 の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律内第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14)有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		号に掲げる場合を除く。)。
第45号) 第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。 以下同じ。) 又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以 下同じ。) の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提 起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内 が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な	競売入札妨害	(13) 市発注の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者 12月以上24月以
以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な	又は談合	の役員又はその使用人が競売入札妨害(刑法(明治40年法律内
下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。
起されたとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内 が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以
(14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内 が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		下同じ。)の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提
が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な		起されたとき。
		(14) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人 6月以上18月以内
いで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)。		が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経な
<u> </u>		いで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)。

1	1	I I
建設業法違反	(15) 市発注の契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相	3月以上12月以内
行為	手方として不適当であると認められるとき。	
	(16) 一般契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方	1月以上6月以内
	として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除	
	<.).	
不正又は不誠	(17) 前各号に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為をし、	1月以上12月以内
実な行為	契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
暴力団関係者	(18) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者	6月を経過し、かつ、
	の経営に事実上参加している者が、栃木市暴力団排除条例(平	改善されたと認めら
	成23年栃木市条例第62号)第2条第4号に規定する暴力団	れるまでの間
	員であると認められるとき。	
	(19) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者	2月以上6月以内
	の経営に事実上参加している者が、暴力団(栃木市暴力団排除	
	条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の関係者に関与	
	していると認められるとき。	
経営不振等	(20) 手形の不渡り等により、銀行取引停止となったとき。	経営の再建がなされ
		たと認められるまで
		の間
	(21) 使用人又は下請業者に対し、賃金又は請負代金の支払をし	賃金又は請負代金が
	なかったとき。	支払われるまでの間
	(22) 第20号のほか、経営状態が不安定で契約の相手方として	経営が安定したと認
	不適当であると認められるとき。	められるまでの間

備考

- 1 一般契約とは、市発注の契約以外の契約とする。
- 2 代表役員等とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべく肩書を付した役員を含む。)とする。
- 3 一般役員等とは、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所 をいう。)を代表する者で代表役員等以外の者とする。
- 4 使用人とは、有資格業者の使用人で役員以外の者とする。
- 5 有資格業者の経営に事実上参加している者とは、次の者とする。
 - (1) 株主又は社員として、事実上経営を支配していると認められる者
 - (2) 顧問、相談役等の肩書をもち、経営に関与していると認められる者
 - (3) 家族又は第三者の名義になっているが、名義人と同一生計にあると認められる者

年 月 日

様

事業執行担当課長

事故等発生報告書

栃木市競争入札参加者資格者指名停止基準第9条の規定に基づき次のとおり報告します。

業者の商号又は名称 (元請業者) 代表者の氏名 本社又は営業所の 所 在 地	
入札参加資格の内容 (認定業種・格付等)	
事故等の概要	
1 件名	
2 発生日時	
3 発生場所	
4 事故等の状況 (注1)	
5 事故等の経過 (注2)	
6 発生原因 (注3)	
7 下請業者の状況 (当該事故等と関係が ある場合に記載する。)	
8 他機関との関係等(注4)	
備考	

- (注1) 事故等の状況には、被災者本人の情報、被災の状況、物損の状況等の確認を可能な範囲で行い、把握できた情報を具体的に記載すること。
- (注2) 事故等の経過には、発生から報告までの主な経過について、時系列で記載すること。
- (注3) 発生原因には、請負人が安全管理措置を適切に措置していない場合、作業員個人の責めに帰すべきものと認められる場合、第三者の行為によるものと認められる場合など、事故の発生した原因を具体的に記載すること。
- (注4) 他機関とは、労基署、警察署及び事故に関係するその他の機関を指し、 当該機関とのやり取りの状況等があればその内容を記載すること。
- ※ 備考欄には、その他の特記事項等のほか、当該報告書に係る照会先(担当部署、 担当者氏名、電話番号等)を記載すること。

なお、必ずしも本様式による必要はないので、業者から提出のあった事故報告 書及び診断書等並びに既存の資料等(契約書類、図面、現場写真等)の写しで足 りるものについては、記載に代えてそれらを添付すること。 別記様式第2号(第12条関係)

年 月 日

様

栃木市長印

指名停止通知書

次のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。 今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意願います。

記

- 1 指名停止の期間 注1
- 2 指名停止の理由 注2

- 注1 指名停止期間の始期及び終期を記載する。ただし、指名停止の理由が、別表中(18)に該当する場合には「6月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの間」と、(19)に該当する場合には「2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの間」と、(20)に該当する場合には「経営の再建がなされたと認められるまでの間」と、(21)に該当する場合には「賃金又は請負代金が支払われるまでの間」と、(22)に該当する場合には「経営が安定したと認められるまでの間」と記載すること。
- 注2 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載すること。

別記様式第3号(第12条関係)

年 月 日

様

栃木市長印

指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号をもって の指名停止を行った旨を通知したところですが、このたび、次のとおり期間を変更したので通知します。

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

別記様式第4号(第12条関係)

年 月 日

様

栃木市長印

指名停止解除通知書

年 月 日付け 第 号をもって の指名停止を行った旨を通知したところですが、このたび、当該指名停止を解除したので通知します。

別記様式第5号(第12条関係)

年 月 日

様

栃木市長印

事故等を起こした有資格業者に対する措置について

このことについて、次のとおり指名停止(指名停止期間変更・指名停止解除)の措置を講じたので通知します。

業者指名等にあたっては十分注意の上、事務手続をお願いします。

業者の商号又 は 名 称 本社又は営業 所 の 所 在 地	
指名停止(変 更)期間又は解 除 日	
指名停止(変 更・解除)理由	

別記様式第1号(第9条関係)

(平30告示81・全改、平31告示69・一部改正)

別記様式第2号(第12条関係)

(平30告示81·一部改正)

別記様式第3号(第12条関係)

別記様式第4号(第12条関係)

別記様式第5号(第12条関係)

(平30告示81・平31告示69・一部改正)